



2019年12月23日

各 位

会社名 株式会社 E M システムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
代表者名 代表取締役会長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員経営企画本部長 青田 玄
(TEL 06-6397-1888)

譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分価額等の決定に関するお知らせ

当社は、2019年12月10日（以下「処分決議日」といいます。）開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

本自己株式処分に関し、2019年12月23日（以下「条件決定日」といいます。）、下記のとおり、処分価額等を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本自己株式処分に関する詳細は、2019年12月10日付当社プレスリリース「譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分に関するお知らせ」（以下「処分決議日プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 決定された処分価額等の概要

(1) 処 分 価 額	1株につき2,090円
(2) 処 分 総 額	138,985,000株

※ 2019年12月10日に公表しました「株式分割及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2019年12月31日を基準日、2020年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式の分割を行うことを決議しております。本自己株式処分の払込期日は本効力発生日より後の2020年1月23日であり、当該株式分割に伴い、本自己株式処分において処分する処分価額及び処分総額は、それぞれ1,045円及び138,985,000円となる予定です。

2. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、譲渡制限付株式付与のために支給される金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、処分決議日プレスリリース「1. 処分の概要 ※2. 本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、恣意性を排除した価額とするため、2019年12月9日（処分決議日の直前取引日）の東証一部終値である2,090円と条件決定日の直前取引日の東証一部終値である2,043円を比較し、高い方の金額である2,090円に決定いたしました。このことから、係る自己株式の処分価額は合理的な価額であり、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上